

## 浜松市学校図書館支援センター設置要綱

### (設置)

第1条 「浜松市子ども読書活動推進計画」に基づき、浜松市内の小学校及び中学校の学校図書

館（以下「学校図書館」という。）と市立図書館との連携強化及び学校図書館の効果的な活用と運用を図るための拠点として、浜松市立中央図書館内に浜松市学校図書館支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 支援センターは、浜松市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）と浜松市教育委員会が連携を図り、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学校図書館の活用や運営の支援に関すること。
- (2) 学校図書館の資料収集の支援に関すること。
- (3) 学校図書館間の連携の支援に関すること。
- (4) 学校図書館と市立図書館の連携に関すること。
- (5) 学校図書館を活用した教育活動の情報提供に関すること。
- (6) 市立図書館から学校への資料貸出に関すること。
- (7) 学校図書館担当者への研修会や連絡会開催の総括に関すること。
- (8) 児童・生徒の市立図書館見学、体験学習受け入れの総括に関すること。
- (9) 市立図書館における学校図書館支援業務の総括に関すること。
- (10) 前9号に掲げるもののほか、学校図書館と市立図書館連携に関すること。

### (組織)

第3条 支援センターは、支援センター長、指導主事及び担当職員をもって構成する。

- (1) 支援センター長は、中央図書館長をもって充てる。
- (2) 指導主事は、中央図書館指導主事及び教育委員会指導課国語科指導主事をもって充てる。

なお、主務者は中央図書館指導主事とし、副主務者は教育委員会指導課国語科指導主事とする。

- (3) 支援センターに担当職員を置くことができる。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は支援センター長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。